



平成 29 年 11 月 7 日

各 位

会社名 株式会社 南日本銀行
代表者名 取締役頭取 森 俊英
(コード番号 8554 福証)
問合せ先 常務取締役人事総務部長 松下 弘志
(TEL. 099-226-1119)

株式併合による 1 株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ
(会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく自己株式の買取り)

当行は、本日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく株式併合による 1 株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当行は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 109 期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として株式併合（10 株を 1 株に併合）を行いました。

この株式併合により生じました 1 株に満たない端数につきましては、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、自己株式として買取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 買取る株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 買取る株式の総数 | 1,404 株 |
| (3) 買取りと引換えに交付する金銭の総額 | 買取る株式の総数に買取り日（平成 29 年 11 月 7 日）の福岡証券取引所における当行普通株式の終値を乗じた金額とする。ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、福岡証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。 |
| (4) 買取り日 | 平成 29 年 11 月 7 日
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、福岡証券取引所において、最初に売買取引がなされた日。 |

以 上